

処 分 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第51条第22項において準用する同条第17項
処 分 の 概 要	積載物に係る負担金の督促
原 権 者	警察署長
法 令 の 定 め	第 6 項、第 7 項及び第 9 項から第20項までの規定は、第 6 項の規定により保管した車両に積載物があつた場合における当該積載物について準用する。 この場合において、第 7 項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）」と、第 9 項中「前項」とあるのは「第22項において読み替えて準用する第 7 項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該積載物の所有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められる」と、第11項中「第 7 項から前項まで」とあるのは「第 22項において読み替えて準用する第 7 項及び前 2 項」と、第12項中「第 8 項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第22項において読み替えて準用する第 7 項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、第15項中「第 2 項、第 3 項又は第 5 項から第11項までの規定による車両の移動、」とあるのは「第22項において準用する第 6 項、第 7 項又は第 9 項から第11項までの規定による」と、「運転者等又は使用者若しくは所有者（以下第51条の 2 の 2 までにおいて「使用者等」という。）」とあるのは「所有者等」と、第16項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第20項中「第 8 項の規定による」とあるのは「第 22項において読み替えて準用する第 7 項の規定による当該積載物の所有者に対する」と読み替えるものとする。
処 分 基 準	
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課駐車管理係（048-832-0110）
備 考	